

項目	内容
職名	調査員（非常勤職員）
勤務先	厚生労働省近畿厚生局年金審査課
勤務地	〒540-0008 大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館別館4階
募集人員	1名
職務内容	<p>○年金記録の訂正請求に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金記録訂正の請求人と直接面談等を行い主張内容の明確化を行うこと、請求に係る事業所の事業主その他同僚等から事情を聴取し調書を作成すること、及び金融機関、税務当局等関係機関に対して保険料納付に係る事実関係の調査を行うこと 弁護士等有識者で構成する近畿地方年金記録訂正審議会に諮問する調書等の作成を行うこと、及び同審議会において諮問内容の説明者の補助を行うこと 年金記録訂正の請求人等からの相談の対応を行うこと その他、年金審査課長の指示を受け、年金審査課及び所属班における必要な業務を行うこと
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> 職務経験が、調査員としての職務に直接役立つと認められる在職期間を7年以上有する者（人事労務実務、企業等の厚生年金・厚生年金基金実務、市町村の国民年金実務等） <p>※日本国籍を有しない方及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない方はご応募いただけませんので、ご了承ください。</p>
採用予定期間	<p>令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>※原則として採用後1ヶ月間は条件付採用期間（試用期間）となります。 （条件付採用期間開始後1ヶ月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は引き続きます。）</p>
勤務時間	9時00分～17時45分まで（昼休み12時00分～13時00分）
勤務日	週5日（休日は、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始）
給与	<ul style="list-style-type: none"> 月額14,580円～15,000円 その他、賞与・通勤手当支給（当局規定による）、退職手当制度あり（国家公務員退職手当法による）、社会保険加入（健康保険：国家公務員共済組合に加入、年金保険：厚生年金保険に加入） <p>※日給額については、一般職の職員の給与に関する法律に定める俸給額に準じて算定した額を例示しています。</p> <p>また、通勤手当・期末手当・勤勉手当に相当する給与については、勤務の状況等に応じ、同法及び人事院規則の規定に準じて算定した額を支給します。</p> <p>なお、任期中に同法及び同規則が改正され俸給額・手当額の改定が行われる場合については、日給額及び手当に相当する額についても変更する場合があります。</p>
応募方法等	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書、身上申立書（必ず、指定の様式〈ホームページからダウンロード〉を使用。）を令和7年2月4日（火）必着で郵送して下さい。 応募の際は、封筒に「調査員応募（年金審査課）」と朱書きして下さい。 また、応募書類につきましては返却いたしませんので、ご了承ください（当方で責任をもって廃棄いたします）。 面接日は2月18日（火）の予定ですが、応募状況により変更する場合があります。書類選考の結果、面接実施の対象となられた方につきましては、2月7日（金）までに面接日時等をご連絡する予定ですので、日中の連絡先を明記して下さい。 書類選考で不合格となった方には通知しませんので、ご了承ください。
応募先	<p>〒541-8556 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階 近畿厚生局 総務課人事給与係（長久、大高、陰下、曾我、早川） 電話番号 06-6942-2241</p>